

芸西村業務継続計画・災害時対応マニュアル改訂支援業務 仕様書

I. 委託業務名

芸西村業務継続計画・災害時対応マニュアル改訂支援業務

II. 業務の目的

本村では平成 25 年度に「芸西村業務継続計画・災害時対応マニュアル」を策定したが、内閣府による手引きが改訂されているほか、村地域防災計画の改訂や最新の庁内機構等に合わせた改訂を行う。

本業務は、大規模地震等の自然災害が発生した際に予想される本村の通常業務及び災害対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、行政自身が被災することで人的・物的資源に制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害対策業務を効果的に実施するうえで必要な資源の準備及び対応方針を定める必要性があることから、内閣府による「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(令和5年5月)、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」(平成27年5月)を前提に、庁内の関係部局による検討を踏まえて、本村の地域特性などを把握したうえで、実効性の高い大規模災害時の業務継続計画を改訂することを目的とする。

特に、業務継続計画の重要6要素[①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理(以下、「重要6要素」という)]について、最新の庁内機構や整備状況等を踏まえた更新が必要なことから、現行業務継続計画の重要6要素の検証を行い、村地域防災計画等との整合を図り改訂するとともに、村災害時対応マニュアルについても併せて改訂を行う。

III. 業務期間

契約締結日～令和9年2月26日まで

IV. 業務の内容

1. 計画準備、資料収集・整理

(1) 計画準備

業務に必要な準備作業を行うとともに、業務実施計画書を作成する。

(2) 資料収集・整理

業務に必要な各種資料を関係機関及び団体から収集するほか、村に対し参考資料の貸与を申し出る際には、借用希望必要資料リストを作成し村に提出する。貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行い、業務完了後は速やかに返却する。

なお、村は、現行の村地域防災計画(本編・資料編)のほか、村業務継続計画、村災害時対応マニュアル等の電子データ(ワード、エクセル等)を提供する。

2. 業務継続計画の改訂

(1) 業務継続方針の精査、前提とする災害と被害想定の確認等

現行業務継続計画の業務継続方針を精査するとともに、前提とする災害と被害想定の確認を行い、必要に応じて修正を行う。

対象組織は、国により個別に業務継続計画の策定が求められている公営企業会計部門や、村以外の構成団体との調整が必要な広域行政組織は原則として含まないものとし、対象期間は発災後1ヶ月までを目途とする。

(2) 現行業務継続計画における「重要6要素」の検証及び改訂内容の洗い出し

ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

村地域防災計画、災害時対応マニュアル等と整合の上、首長不在時の明確な代行順位について検証を行う。また、最新庁内機構を踏まえ、「職員非常時参集等アンケート」による職員参集予測調査を実施する。

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

村地域防災計画、災害時対応マニュアル等と整合の上、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確認を行い、施設整備の状況により必要に応じて修正を行う。

ウ 電気、水、食料等の確保

現行業務継続計画策定以降に、電力確保のための整備や、職員用の水、食料等の備蓄を行っている場合は、最新の整備等状況を踏まえて計画に反映する。

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

現行業務継続計画策定以降に更新・追加された通信手段の有無や更新状況を確認し、追記・修正を行う。

オ 重要な行政データのバックアップ

現行業務継続計画策定以降に更新・追加された行政データのバックアップ状況を確認し、追記・修正を行う。

カ 非常時優先業務の整理

村地域防災計画、災害時対応マニュアル等の修正や、庁内機構体制の変更等を踏まえて、非常時優先業務(災害応急対策業務、継続すべき通常業務)に修正が必要かどうかの検証を行い、修正・更新を行う。

(3) 職員参集予測

重要6要素の「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」の検証を踏まえ、最新庁内機構に基づき、「職員非常時参集等アンケート」を行い、職員の居住場所等を勘案して集計・分析し、課ごとに時系列で推計を行い、職員の参集予測を更新する。災害の発生が村職員の勤務時間外である場合、職員がいつどの程度参集できるかを推計する。

(4) 非常時優先業務実施のための必要資源に関する調査

重要6要素の「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」「電気、水、食料等の確保」「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」「重要な行政データのバックアップ」の検証を踏まえ、非常時優先業務実施のための必要資源に関する調査を行う。

非常時優先業務実施のための必要資源(庁舎、通信手段、行政データ、電力、水、食料等)が、災害時にどの程度利用可能か確保状況を確認するとともに、業務継続に必要な業務資源の確保に係る課題と対策の確認を行うため、全庁的な調査に用いる調査票を作成して実施する。なお、全庁的な調査結果の未記入箇所、記入の不整合箇所等の内容確認については村が行い、該当課に再確認、事務の整理を行うものとする。

(5) 非常時優先業務の選定・更新調査

重要6要素の「非常時優先業務の整理」の検証を踏まえ、非常時優先業務の選定・更新調査を行う。非常時優先業務の選定等に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

ア 災害応急対策業務に係る内容

村地域防災計画に掲げる村災害対策本部組織・分掌事務との整合を図り、大規模災害発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定・更新する。

イ 継続すべき通常業務に係る内容

最新庁内機構に基づく平常時の各課所掌事務により、特に継続実施が不可欠な業務を選定・更新する。

(6) 業務継続計画(案)の策定

上記(5)までの検討等を踏まえ、最新庁内機構や整備状況を踏まえた、職員参集予測、非常時優先業務・執行体制の更新、業務継続に必要な資源の整備・更新等の重要6要素を反映した業務継続計画(案)を策定する。

3. 災害時対応マニュアルの改訂

芸西村防災体制見直し資料、避難指示等の発令基準書案のほか、村地域防災計画及び関連資料に基づき、芸西村災害時対応マニュアルを改訂する。総ページ数は現行マニュアルのページ数を踏まえ130ページ程度とする。

4. 防災分野に係る情報提供及び法令改正による整合性の確保

法律の改正や制度変更の情報、他自治体の施策や事例等の情報を提供すること。なお、災害対策基本法を中心に本計画内容の整合性を図ることを目的として、関連法令が改正される都度、その改正箇所等に関する説明資料を作成し、提出すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすく取りまとめ、防災に関する分野を網羅することとする。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては村のホームページを参照すること。

V. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1)業務継続計画(本編・資料編)(プリントアウト1部)
- (2)職員参集アンケート調査集計表(プリントアウト1部)
- (3)災害時対応マニュアル(プリントアウト1部)
- (4)防災分野に係る情報提供及び法令改正資料(プリントアウト1部)
- (5)上記成果品の電子データ一式

VI. その他

- (1) 本業務で得たすべての資料及び情報は、委託者の了解を得ず他の目的に使用してはならない。
- (2) この仕様に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、必要に応じて本村と協議のうえ決定する。
- (3) 受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、本業務においては、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録をしており、複数回以上更新しているものとする。